



おおみやだより

春号 2021



大天白神社の藤（羽生）

（公社）埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部 広報誌



公益社団法人
埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部
支部長 豊田 茂

日頃より、会員の皆様には支部運営に對しまして御理解・御協力を賜り改めまして衷心より感謝と御礼申し上げます。

令和二年度は、新年度早々に新型コロナウイルス感染症拡大により「緊急事態宣言」が発出され新年度当初の第一回理事会も縮小しての開催となり新役員の就任も対面で出来ず書面にての着任式となりました。コロナ禍での支部行事も会員の皆様の交流・情報交換や親睦を図るゴルフ大会、会員親睦旅行等々すべてを中止にせざるを得ませんでした。

又、昨年の4月に民法の改正が有りましたので会員の皆様のスキルを図る為のセミナーを開催会場の定員の四分の一の人数に限定して何とか開催する事が出来ました。ところが、2月に予定していましたスキルアップセミナーは第二回目の「緊急事態宣言」が発出され中止にせざるを得ませんでした。

地域貢献事業として毎月行っている不動産無料相談会の開設や大宮支部青年部による防犯パトロールも数回の開催となりましたが、唯一、例年行っている募金活動は「新型コロナウイルス医療機関へエール支援金」と題して青年部を主体として大宮駅西口、さいたま新都心駅で実施し、埼玉新聞社会福祉事業団を通じて募金を行う事が出来ました。又、公益事業の一環での一般消費者を対象として毎年開催しています宅建オープンセミナーや介護セミナーも中止をせざるを得ませんでした。支部の行事も各委員会、方策や実施できそうな行事への切り替えを検討したり色々模索したのですがコロナ禍の中で結果的には中止とせざるを得ない状況でした。今後は大宮支部として行事等の開催をリモートの活用やWEB研修等を取り入れる様にしていかなければならないと考えています。

一方で、120年ぶりと言われている民法改正が有りましたが会員の皆様には、業務上での影響等はいかがでしょうか。支部会員の皆様のお役に立てればという事で一昨年より会員の方に無料で御利用頂ける弁護士による法律相談を毎月一回実施しております。業務上でお困りな事等が発生した際には電話での対応も行っていますので是非、ご利用頂きたいと考えています。また、コロナ禍での対応も考えています。又、昨年の九月には全宅連の会員業務支援サイト「ハトサポ」がリニューアルされ、既に御利用していると思いますが改正民法に対応した数々の書式、そして特約条項や承認事項を取り揃えて業務上の「困った!」を多角的にサポートをしています。その外にもWEB研修動画も閲覧できます。

埼玉宅建協会では新規入会者の「コロナ禍開業応援キャンペーン」を行っています。業界での最大シエアを持つ協会だからこそできる業務支援が充実しています。是非、開業される予定の方がいましたら宅建協会をお勧め下さい。

今後、大宮支部役員一同、会員の皆様方にとってより良い支部になるよう邁進して行く所存です。今後共、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、新型コロナウイルス感染症のより早い終息を願うのと会員の皆様の益々の御繁栄・御健勝を御祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

委員長挨拶

～一年間を振り返る～

情報・政策・業務支援委員会

委員長 根岸 昭博

情報・政策・業務支援委員長の根岸昭博と申します。昨年はまさかの新型コロナウィルスで大変な1年となりました。

昨年2月5日の親睦ボーリング大会では48名の方に集まっていただき、懇親会も大いに騒いでいただきましたが、その後は緊急事態宣言となってしまいました。

私達の委員会は会員親睦の企画が多く、本来であれば4月のソフトボール大会の練習、7月には親睦ゴルフ大会、9月には親睦旅行、10月には親睦ソフトボール大会、11月には区民フェア、2月には親睦ボーリング大会がありますが、すべて中止となりました。

昨年の唯一の活動は、コロナ禍で頑張っている医療従

事者の方達の為の募金活動を大宮駅西口とさいたま新都心駅で行い、埼玉新聞社を通じて県の医療機関担当に寄付をさせていただきました。募金の際には区民フェアで大変人気のあった浮く風船と「コロナに負けるな」ティッシュを配布し、宅建協会大宮大部のPRも一緒に行いました。

そのような状況の中で会員の皆様に還元をしようと思い「コロナに負けるな」クオカードを配布させていただきました。

来期の予定もどうなるかわかりませんが、コロナが終息に向かっていくことを願い、楽しい企画をしていきますので会員の皆様のご参加をお待ちしております。

総務・財務・広報委員会

委員長 渡邊 健一

こんにちは、昨年4月より総務財務広報委員長として、新任いたしました渡邊です。委員長を引き受けるにあたり、かなりの不安がありましたが、担当副支部長である鶴岡さんが前委員長であること、そして副委員長の内海さん、島田さんについては、前回同じ委員会からの継続ということもあり、この委員会を知り尽くされております。そして何よりも頼れる委員、高田さん、鈴木さん、森下さんというすごい方々が加わるという話を頂戴し、不安も解消しつつありました。しかし、その後、新型コロナウィルスという感染症が出てきたため、事業をやるのかやらないのか、という決断に迫られたことを覚えております。結果として、公益に係る事業、また感染拡大にかかわる事業はすべて中止にいたしました。しかし何もやらなかったわけではございません。宅建協会が公益社団法人となり、支部規則の準則（本部からの通達）の部分だけが改正されており、他の部分が手つかず（古い

まま）の状態であったため、臨時検討委員会を立ち上げ、規則集全体を見直して、総務財務・広報委員会で最終確認をしてまいりました。全部で20回以上の会合を開いております。当然、会合については、コロナ対策を万全に行っておりますし緊急事態宣言中は行っておりません。

規則集を改正するにあたり、いろいろなことを教えてもらい、いろいろなことを知ることが出来ました。何とか、常務会、理事会までに間に合うことができ承認を得ることが出来ました。まだまだ、完全とは思いませんが、やりつくしました。この新規則集は4月より施工します。支部のホームページにアップし会員の方、全員が見られるようにいたしますので、お時間あれば、お目通しいただければと思います。まだなお続くコロナではありますが、必ず収束することを信じてみんなで力を合わせて乗り切りましょう。

相談・法令順守委員会

委員長 江原 伸二

日頃よりご協力並びにご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

前期の当初より、世界中を駆け巡り震撼させております、コロナウイルス感染拡大による様々な疲弊、更に医療現場では医療崩壊寸前等々、今世紀最大の災難に直面しており、今だ、終息の兆しすら見えておりません。

そのような状況下、当委員会担当事業の公益社団法人たる、公益事業重要度第一番の無料相談事業がことごとく中止の憂き目に遭い、また一般消費者様対象のオープンセミナーも中止せざるを得なく委員会活動も停滞しておる状況です。しかし、委員会として何もしくともよいのか？という議論が委員会内に起こり議論の末、コロナ禍感染減少傾向にあった昨年10月20日プラザノースにてスキルアップセミナー（約120年ぶりの改正民法と題して）を参加者50名で開講いたしました。

参加者アンケートによりますと、回答率93.6%に対し「①コロナ禍でのセミナー開催は？」では、84%

は？」では、84%万全だった等の回答を頂き、その後の感染者報告も受けておりません。賛否はあろうかと思いますが、委員一丸となり少しでも会員皆様に知識向上の一助になればとの思いで開催致しました。

開催に際し、定員縮小での開催にした関係で定員オーバーにて参加できなかった方に対し大変申し訳なくお詫び申し上げます。

前期、2月18日に第2弾スキルアップセミナーを予定した状況を見ながら準備を進めてまいりましたが、その後、緊急事態宣言が行われ社会情勢等を鑑みて中止と判断いたしました。なお、今期も、コロナ禍先の見えない相談・法令遵守委員会ですが、会員皆様に少しでもお役にたてるようその日のために委員一同、日々精進し研鑽してまいります。委員会活動も一日も早く平常に戻れるよう、コロナ感染拡大の終息を願いつつ会員皆様の益々のご発展とご健勝をご祈念申し上げます。

最後に、くれぐれもご自愛ください。

青年部 部長 伊藤 克尚

会員の皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

私は宅建協会大宮支部青年部会長を拝命いたしました伊藤克尚と申します。はなはだ未熟ではありますが誠心誠意努めさせていただき所存でございます。

私達「青年部会」の活動は地域の皆様や宅建協会会員の方々のご協力により成り立っております。

具体的な活動としましては、地域の「安心・安全」のため、毎月、さいたま市内の各駅を中心に「防犯パトロール」を行ったり、不動産に関する法律や税制に関する最新の知識習得のため勉強会なども開催しておりますので、ひとりでも多くの方にご参加いただければ幸いです。

また、年間行事の『市民（区民）まつり』や『不動産無料相談会』等のお手伝いなども行っています。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため不自由な生活をなさっている方も多いと思いますが、そのような中で私達「青年部会」は地域の皆様や会員の皆様のお役に立つことを常に考え、小さなことから実行したいと考えております。

今後は今以上に地域の皆様のために役立つため、次世代の人材育成にも力を入れて参りたい所存でございますので、より一層のご指導ご鞭撻いただければ幸いです。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

会員サポート部会 部長 大和田 武

会員サポート企画部会は 3年前の平成30年（2018年）より、支部会員に役立ち、喜んで頂けるサポートを企画してもらいたいと新設されました。

毎年、会員の社員やご家族も参加しての「バーベキュー大会」や、お年寄りも気軽に参加できる企画として「グランドゴルフ大会」等を企画してきました。

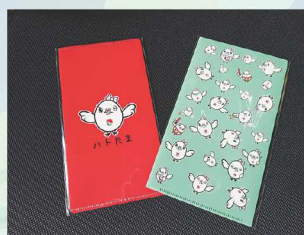
しかしながら、今年度の会員交流事業は新型コロナの影響で開催も難しく、皆様の健康と安全を考慮し、大変残念ではありましたが中止とさせて頂きました。

つきましては、今年度の会員サポート企画部会の事業として心ばかりの品ですが「オリジナルマスクケース」

を作成致しましたのでお役立て頂ければ幸いです。

なお、弁護士による「無料法律相談」は、引き続き継続事業として行っておりますので、ご活用頂ければと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



◀ オリジナルマスクケース
ご活用ください！

古希の御祝い

～古希を迎えられた皆様です～

アークインターナショナル株式会社	沼田 彰史 様	有限会社ケーエム企画	小川 幸一 様
いどじり地所有限公司	小熊 光雄 様	株式会社埼玉放送	荻島 俊司 様
株式会社ウイークリーセンター 大宮営業所	加賀谷 誠 様	セントラルホーム有限公司	大橋 公善 様
オーバルホーム株式会社	鈴木 省二 様	株式会社タカミ	下重 喜平 様

あなたの宅地建物取引士証の
有効期限は大丈夫ですか？

**更新のための講習会は有効期限満了の
6ヶ月前から受講可能です**

宅建業免許更新は提出期間経過で
免許が失効します！

**免許権者への提出期間は
免許満了日の90日前から30日前までです**

埼玉県への申請は埼玉県庁ホームページより＞ くらし・環境＞ まちづくり＞ 建築・不動産＞ 宅地建物取引業＞ 「埼玉県／宅地建物取引業者 宅地建物取引士の手続き」を参照してください。

新

入

会

員

ご

紹

介

大 宮 区

タイガー興産(株)

代表取締役 小山 圭司

〒330-0854

さいたま市大宮区桜木町2-398
イレブン桜木204

TEL:048-871-8534

R.クラフト(株)

代表取締役 武田 力

〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町4-97-4
エクセル新都心101

TEL:048-650-0557

(株)サトー開発

代表取締役 佐野 徹

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町3-22-7

TEL:048-871-8713

(有)Living Net

代表取締役 上島 隆

〒330-0852

さいたま市大宮区大成町3-147-207

TEL:048-658-4500

毎日興業(株)

代表取締役 田部井 良

〒330-0842

さいたま市大宮区浅間町2-244-1

TEL:048-783-3450

ホームポジション(株)大宮支店

代表取締役 伴野 博之

〒330-0855

さいたま市大宮区上小町615-3

TEL:048-729-7767

(株)結

代表取締役 丸岡 吾郎

〒330-0856

さいたま市大宮区三橋1-993-2

TEL:048-708-3562

西 区

村田建設(有)

代表取締役 村田 亘

〒331-0047

さいたま市西区指扇666-16

TEL:048-623-1654

(株)ツバサコーポレーション

代表取締役 佐々木慎一

〒331-0059

さいたま市西区大字水判土39-1

TEL:048-782-7062

(株)十ちき不動産

代表取締役 渡邊 真基

〒331-0062

さいたま市西区宮前町257

TEL:048-729-6717

弁済制度は、保険制度ではありません！

弁済制度とは、宅地建物取引業に関する取引により会員が負った債務（取引の相手方の債権）を認証限度額の範囲内で全宅保証が会員に代わり取引の相手方等に弁済する制度です。

全宅保証は、認証申出を受けたならば、申出債権について審査のうえで認証の可否を決定します。

認証決定され申出人への弁済金還付（＝支払）が完了すると、宅地建物取引業法第64条10の3に基づき、当該会員に対して『還付充当金納付請求書』により還付充当金の納付を請求します。

つまり、会員は、認証額と同額の金員を全宅保証へ支払わなければならない。納付期限である「納付請求書を受け取

った日から2週間以内」に納付できない場合には、全宅保証の会員資格を喪失します（宅建業法第64条の10）。

弁済制度は、本来会員が支払うべき宅地建物取引により生じた債務を、全宅保証が「立替え払い」するものであり、全宅保証は当該会員に対し、その「立替え金」を請求することになりますので「保険制度」ではありません。

2週間以内に還付充当金の納付ができず、会員資格を喪失した後も、引き続き全宅保証には求償権があり、会員に支払義務は残ったままとなりますので、当該会員より支払がない場合には、債権回収のため、会員および連帯保証人に対して必要に応じて財産の差押や強制執行などの法的手段を講じる場合もあります。

北 区

(株)スマイッチ さいたま店

代表取締役 打越 哲夫
〒331-0802
さいたま市北区本郷町4-4-8
TEL:048-782-5869

(株)ココラピーヌ

代表取締役 西川 朗子
〒331-0812
さいたま市北区宮原町3-4-56-1
TEL:048-651-7387

(株)リーバス

代表取締役 山内 淳司
〒331-0814
さいたま市北区東大成町2-206-9
TEL:048-708-8913

(株)TRステート

代表取締役 富永 幸生
〒331-0822
さいたま市北区奈良町119-9-115
TEL:048-782-5975

見 沼 区

(株)アンビション・エージェンシー東大宮店

代表取締役 大石 徹
〒337-0003
さいたま市見沼区大字深作307
芝浦工業大学大宮キャンパス 3F 棟生協本部内
TEL:048-797-6244

(株)リリ不動産事務所

代表取締役 龍門 理恵
〒337-0017
さいたま市見沼区大字風渡野字往還下東195-1
ブルミエール1 218
TEL:048-797-7427

(株)C.Rエステート

代表取締役 都平 哲也
〒337-0033
さいたま市見沼区大字御蔵579-2
TEL:048-789-7492

(株)こもだ建総

代表取締役 菰田 誠
〒337-0033
さいたま市見沼区大字御蔵797-2
TEL:048-684-8888

ヴェスタクリエート(株)

代表取締役 神長 貴徳
〒337-0041
さいたま市見沼区南中丸530-4
TEL:048-677-2199

協働美装(株)

代表取締役 丹治 松二
〒337-0043
さいたま市見沼区中川79-1
ティーエムハイツ102
TEL:048-671-1366

(株)ストークホーム

代表取締役 星 正行
〒337-0051
さいたま市見沼区東大宮4-7-3-202
TEL:048-871-5278

(株)K's ファミシア

代表取締役 安藤 一孝
〒337-0051
さいたま市見沼区東大宮5-33-24
TEL:048-884-9186

スキルアップセミナー開催

令和2年10月20日さいたま市北区役所プラザノース多目的室にて宅建協会大宮支部の相談・法令遵守委員会が主催するスキルアップセミナーが開催されました。

講師は虎ノ門法律経済事務所 大宮支店支店長弁護士 鈴木智也先生。

公演のタイトルは「90分でわかる！宅建業者のための民法改正」。

当日は新型コロナウイルス感染症対策として定員227名の会場に対し、受講者を大宮支部会員の50名に限定し、会場の入口では受講者の検温と手指の消毒を徹底。万一のクラスター発生に備え、受講者の連絡先等の記録も行いました。

約120年ぶりに改正され、令和2年に4月1日に施行された改正民法であるが、旧法の瑕疵担保責



任が、契約不適合責任に代わり、買主の権利保護が充実されました。また、1年・2年・3年・5年・10年と区々であった消滅時効の期間が、5年又は10年に統一されました。さらに、保証・法定利率・売買・賃貸借・請負・雇用などでも改正があり、受講者の関心を集めました。

今回のスキルアップセミナーは受講者の募集から3日ほどで申込人数が定員に達してしまい、講演に参加できない方が多かったため、委員会では、講師の了解を得て、講演当日の模様を動画で録画し、大宮支部の公式ホームページにて配信を開始しました。

URL: <https://www.takuken.or.jp/omiya/html/consult2.html>
また、当日に配布されたレジュメも製本され、大宮支部会員に配布されます。

記事：相談・法令遵守委員高木

会員紹介コーナー

“私のお気に入り”
My Favorite things

【コロナを吹き飛ばせ『くるみちゃん』】

昨年は、コロナに振り回された1年でしたね。皆さんもどことなく暗く不自由な思いもされたでしょう。今年は明るい話題が欲しいですね。私の趣味はフクロウの小物を集めることです。フクロウには、福籠・不苦勞などと当て字があります。当社は令和3年3月で21期の決算を終えました。思い返せば会社を設立する時にフクロウの小物を一つ



買いました。それは独立して苦勞したくないからです（不苦勞）

そして今では300個以上のフクロウの小物が事務所に飾ってあります。そして、そして、昨年は私自身還暦も迎え、世の中コロナで暗いムード、小物だけでは飽き足らず、ついに本物のフクロウを飼うことになりました。名前は「くるみちゃんです」種類はコキンメフクロウです。事務所にいます。まだ1歳に満たないので、性格はヤンチャで観察していると妙なリアクションをしますよ。フクロウ独特？と言うのか何か変わった動きをするのでとても可愛いです。

くるみちゃんのパワーでコロナを吹き飛ばしてね。

((有) 埼玉県不動産総合サービス 根岸昭博さん)

【二輪車好き】

幼少期の補助付き自転車から始まり、中学入学時に買い与えられた15段ギヤ車を貯めたお年玉でタイヤをラジアルに変更し、ストップランプやウインカーを装備してサイクリングを楽しんでいたが、盗難に遭ってしまう。

その1週間後に父のカブ号を乗り出し自宅前の道路で、偶然パト車と遭遇、無免許の説教を延々と受けた。手首を捻るだけで楽に走れるバイクの虜になり、自動二輪免許取得後は新聞配達のバイト代で購入したバイクで高校へ通学も、風防を切詰め前傾に取付けて、スコップの柄で無理矢理に変形させた絞りハンドルを握り締め、暑さ寒さも台風や降雪の日にも、学校裏の山林へ先着5台の駐輪場(?)に愛車を隠し置き、人馬一体となつての登下校は武者震いする程にウキウキの毎日だった。当時の私はスリル&スピード狂で、「黄信号、赤になる間に突破せよ」が自分勝手な交通標語。当然ながら度重なる事故、警察・救急からは都度自宅へ電話が入る。3度目は、空飛ぶライダー状態の重大事故、幸いにも打撲擦傷程度で済んだ。



今はその後遺症なのか？ 頸椎と腰椎がヘルニアに近い状態だが生存中。(3年間で乗換えバイク5台、内2台がお釈迦様と化した)。

母は後々「アンタが帰宅する迄は受話器を取るのが怖かった」と語った。四輪自動車ではゴールド免許証を入手以来、色維持のため無事故無違反。4年前の春、ハーレーの試乗会で二輪の魅力に再覚醒、還暦の自分へのお祝いとして原付二種スクーターを購入したが、登坂力に乏しく高速道路も通行可能なスクーターに1年半で乗換え、気の合う仲間(平均年齢58歳)と年5回ほど海へ山へとツーリング、ワインディングを楽しんでおります。会員の皆様も、一緒に爽快な風を体感しませんか？

((株) 地建 関口和彦さん)

【海釣りはどうですか？】

まだ真っ暗な朝の4時、出航時刻が迫る。夜中の1時に後輩が迎えに来る3時過ぎには港に着きたいからだ。後輩たちは若いので寝ずに集合するのだが、60を過ぎた私には身体に悪い。出来れば前日は夕方の6時には眠りにつきたいところだが、そんな早い時間に眠れる筈もなく、主治医に頼んで「睡眠導入剤」を強、弱2種類もらって乗り切っている。



外海なので波は高く、雨でも関係はない。冬などは雪でも出航して、風が陸地とは比較にならない程強く、冷たいので、指の感覚がなくなる。

そこまでして何故「海釣り」を？と、不思議に思われると思いますが、天気が良ければ、赤紫に染まる海の朝焼けから、大海原での解放感が味わえる。もちろんソーシャルディスタンスも完璧で、何と言っても「ヒラメ」「アカムツ（のどぐろ）」「鯛」「鰹」「マダコ」「ヤリイカ」などなど、食べて美味しい、高級魚が沢山釣れるので止められません。

今や魚を捌いたり、調理するのも「YouTube」があるから簡単です、皆さんもハマりますよ。お勧めしませんが、これから真冬の「ヤリイカ」が始まります。

（平田ホーム（株）平田 繁さん）



【コロナ禍、楽器お勧めです♪】

今から19年前に楽譜もろくに読めないのに、ただやってみよう！という動機で吹き始めたアルトサックス。最初はジャズのプロ奏者にマンツーマンで教えて頂き、それこそ365日のうち、病気と出張の日以外の330日程度は仕事がどんなに遅く終わってもカラオケボックスに行き毎日2時間以上は吹いてました。

良い音が出ない日は切ないですが、良い音が出た日はホントにうれしいんです。レッスンの日や休みの日は1日中吹いてました。吹いてることが楽しくて仕方なかったですね！気が付くとリードがよく血だらけになってました。（笑）それまで大好きだったゴルフを15年以上もやめてしまったほどです。

3年ほど吹いて自信がついてきた頃、その当時は都内に住んでいたのですが週末は台場公園で海を見ながら吹いてました。足を止めて聴いてもらえるレベルではなかったですが、「人前で吹く1時間はスタジオで吹く10時間に匹敵する！」と当時の先生に言われて失敗して恥をたくさんかきながらも自分が好きな曲を吹いてました。

それでもたまに拍手をくれる人がいるとうれしかったですね～！



僕の場合は日本のポップスや洋楽など、自分の好きな曲をサックスで吹いています。ジャズの中ではフュージョンというカテゴリーに入ります。

楽器は今のが2代目になりますがフランスのセルマー社のリファレンスという機種を使っています。「太陽にほえろ！」や「ルパン三世」などサックスの定番曲から、美空ひばりの「川の流れのように」や、石川さゆりの「天城超え」を吹いてみたり、最近では鬼滅の刃の映画の挿入曲の「炎」を吹いてみたりとその日吹きたい曲をカラオケボックスで演奏に合わせて吹いてるとストレス発散には最高です。昨年からのコロナ禍でゴルフに行く機会が減ってしまったので最近また楽器演奏にハマっています。1人で楽しめてストレス発散にもなる楽器演奏お勧めです。皆さんもやってみよう！楽器があればこの機会に是非！

（株）TRE 高田祐一さん



募金活動

新型コロナウイルス 医療機関へエール

埼玉新聞

2020年(令和2年)12月8日(火曜日)



コロナ防止寄付



▼公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会大宮支部(豊田茂支部長、さいたま市大宮区仲町) 豊田茂支部長、小林忠男副支部長、根岸昭博常務理事、伊藤克尚青年部会会長が7日、さいたま市北区の埼玉新聞社を訪れ、「新型コロナウイルス感染症の診療や治療のために尽力されている医療従事者の皆さんのために役立ててください」と7万4400円を埼玉新聞・社会福祉事業団に寄託した。写真。浄財は、同協会大宮支部の役員ら12人が、大宮駅西口とさいたま新都心駅の2カ所での「新型コロナウイルス医療機関へエール支援金」として、募金活動を行ったもので、市民から寄せられた2万4400円に大宮支部から拠出された5万円を足したものだ。募金活動のほか、一般消費者向けの介護セミナーや詐欺被害防止セミナー、不動産無料相談会、防犯会パトロールなどを実施しており、「医療従事者の方々が少しでも安心して働けるようになつてほしい」と話した。



宅建協会
大宮支部主催

無料不動産相談

お気軽に
お問い合わせください

埼玉県宅地建物取引業協会大宮支部では下記の日程で不動産無料相談会を開催しています。不動産に関する質問(借りるとき・貸すとき・買うとき・売るとき・相続・空家対策等)、困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。

会場：さいたま市大宮区役所新庁舎 2階 市民相談室

日時：毎月第3水曜日 受付：午前9：00～11：30

R3 4月15日	5月19日	6月16日	★7月21日	8月18日	9月15日
10月20日	11月17日	12月15日	R4 1月19日	★2月16日	3月16日

★の7月21日と2月16日は4区役所同時不動産無料相談会

北 区：北区役所 2階 くらし応援室／午前9：00～11：30

西 区：西区役所 2階 B会議室／午前9：00～11：30

見沼区：見沼区役所 2階 くらし応援室／午前9：00～11：30

無料法律相談

埼玉弁護士会所属の弁護士が
直接面談のうえ法律相談を行います

大宮支部会員サポートの一環として専門の弁護士による不動産をめぐる業務上のトラブル回避のための法律的かつ実務的なアドバイスを受けることができます。

また、会員の相談だけでなく会員が同行すればお客様の法律相談も可能です。

詳しくは 宅建協会大宮支部 無料法律相談 検索 <https://www.takuken.or.jp/omiya/image/LegalConsultation.pdf>

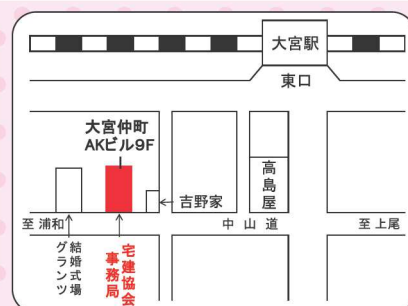
支部事務局では、会員業務支援として、免許更新申請の事前確認事務をはじめ、宅地建物取引士法定講習受講申込受付、会員名簿発行、書籍等の配布、会員提供品販売、さらに会費徴収事務、各種研修会等のご案内、不動産関係法令等情報の提供を行なっています。お気軽にお声掛け、お立ち寄りください。

事務局所在地 〒330-0845 さいたま市大宮区仲町1-104 大宮仲町AKビル9F

電話：048-643-5051 FAX：048-641-8784

ホームページ <http://www.takuken.or.jp/omiya/>

メールアドレス omiya@takuken.or.jp



■おみやだより 2021春号 ■発行：(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 大宮支部

■発行人：豊田 茂(支部長) ■編集人：総務財務・広報委員会/委員長 渡邊健一 副委員長 内海雄二 島田延芳 委員 高田祐一 鈴木 仁 森下喜弘

■印刷：(有)合谷印刷所